

木城町告示第19号

令和7年第5回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年5月30日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和7年6月6日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君

荒川 浩君

久保富士子君

桑原 勝広君

中武 良雄君

後藤 和実君

甲斐 政治君

中竹 義一君

眞鍋 博君

○6月9日に応招した議員

同上

○6月12日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和7年 第5回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和7年6月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年6月6日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③補助団体等の監査結果の報告

④議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

③報告第2号 繰越計算書について（簡易水道事業会計）

④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について

（有限会社グリーンサービス・コスモス）

日程第4 議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第40号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第41号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第43号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第44号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第45号 令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について

日程第12 議案第46号 木城町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第13 議案第47号 辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第14 議案第48号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について

日程第15 議案に対する質疑

日程第16 各常任委員会議案審査付託

日程第17 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1) 議長の諸般の報告

①議長の会務報告

②例月現金出納検査結果の報告

③補助団体等の監査結果の報告

④議員派遣の報告

2) 町長の行政報告

①町長の政務報告

②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

③報告第2号 繰越計算書について（簡易水道事業会計）

④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について

（有限会社グリーンサービス・コスモス）

日程第4 議案第38号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第39号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第40号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第41号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第43号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第44号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第45号 令和6年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について

日程第12 議案第46号 木城町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第13 議案第47号 辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第14 議案第48号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について

日程第15 議案に対する質疑

日程第16 各常任委員会議案審査付託

日程第17 散会

出席議員（９名）

1 番 矢野 哲也君	2 番 荒川 浩君
3 番 久保富士子君	5 番 桑原 勝広君
6 番 中武 良雄君	7 番 後藤 和実君
9 番 甲斐 政治君	10番 中竹 義一君
11番 眞鍋 博君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	濱砂 光章君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前 9 時 00 分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和7年第5回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和7年第5回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程につきましては、6月2日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、荒川浩議員、3番、久保富士子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（眞鍋 博） 日程第3、諸報告を行います。

まず、議長の諸般の報告については、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告と代えます。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号繰越計算書について（簡易水道事業会計）、次に、報告第3号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上4件について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和7年第5回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には梅雨入りの最中、大気不安定の空模様が続いている中に、ご出席を賜り、厚くお礼

を申し上げます。日頃から議員の皆様には、小さくてもキラリと光るまちづくり及び町財政運営にご理解、ご協力、ご助言をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正案 1 件、補正予算案 6 件、その他 4 件、合わせまして 11 件の付議事件のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を 3 件させていただきます。付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいまして議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に 4 点報告をさせていただきます。

1 点目は、元議会議員であられました倉永節雄氏が春の叙勲で旭日単光章を授与されました。昭和 62 年 5 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日まで、5 期 20 年にわたり、豊富な経験と卓抜した識見により、木城町の発展と地域づくりに大きな貢献をなされました。長年のご功績に対する栄えあるご受勲、心からお祝いを申し上げます。5 月 19 日に眞鍋議長とともに倉永宅を訪問し、旭日単光章の勲記と勲章を授与させていただき、栄えあるご受章を心からお祝い申し上げ、これからもお元気でお過ごしされますよう申し上げました。

2 点目は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金で実施します川原自然公園交流拠点施設整備事業本体工事に係る入札不調についてであります。4 月 2 日に、条件付一般競争入札の入札公告を行い、2 特定建設工事共同事業体から入札参加資格確認申請があり、5 月 22 日に入札を行いました。2 共同企業体から入札の辞退申出があり、入札不調となりました。

入札不調の原因は、予定価格と事業者の積算価格との乖離によるものであります。予定価格を起因とした入札不調を踏まえ、予定価格の見直しを含め、精査して本年度中の工事完了に向けてまいります。川原自然公園の利用を心待ちにしていらっしゃる町民及び利用者に心からお詫びを申し上げ、一日も早い開園を目指してまいります。

3 点目は、令和 6 年 6 月 18 日付で、原告久保富士子氏より、議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して損害賠償請求事件の訴状の件であります。

内容は、町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して違法な懲罰処分等をなしたことに對する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額 176 万円を請求するというものであります。町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士をお願いをし、粛々と対応しております。

3 月議会の定例会以降の経過等ではありますが、第 6 回口頭弁論が 5 月 14 日にウェブ方式で行われました。内容は、双方の準備手続に対する準備書面の手続及び反論書面となっております。

4 点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております、3 月議会定例会以降の経過等であります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士に木城町の交渉代理人となっ
ていただいております。当初12名の相続人でありましたが、このうち1名の方がお亡くなりにな
り、その方の相続人2名を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっております。
これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図って
きております。これまで9名の相続人に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの
4名の相続につきましては、今後も引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続し
て解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

3月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。

初めに、議会開催中の3月16日でありましたが、甲斐政治前議長にもご出席いただき、みど
りの杜木城学園の第2回卒業式が執り行われました。41名の卒園生は3年間にわたって、「第
1回」、「初めての」という冠がついた行事がたくさんありましたが、笑顔を忘れず明るさいっ
ぱい、仲間との協力や団結力で努力、挑戦されてきたことに改めて感動したことを述べさせてい
ただきました。

次に、19日ではありますが、木城町唯一の土地改良団体であります岩戸原土地改良区の総代会
が開催されました。81ヘクタールの田畑や農業生産基盤施設の維持管理にご尽力されているこ
とに敬意を表しました。

なお、役員改選が行われ、新理事長に久保田博氏、副理事長に上田隆氏が就任されました。

水・土・里は、先達のたゆまざる努力により育まれてきたものでありますので、これらの財産
を守り、次の世代に適切に引き継いでいただきたいとお願いをいたしました。

なお、前理事長の重永斗志夫氏が、長年にわたる土地改良事業や土地改良区運営の功績が認め
られ、3月25日に開催されました宮崎県土地改良団体連合会の席上で、宮崎県知事表彰を受賞
されています。

次に、22日から23日まで上京いたしました。木城町グルメフェアを新宿のビストロ向日葵
で開催いたしましたので、日頃から木城町のまちづくりにご指導、ご助言をいただいている方々
と木城町のグルメを堪能いたしました。ビストロ向日葵のオーナーシェフであります中嶽敏朗さ
んが木城町中之又出身でありますので、強い木城愛を持って木城町の食材をアピールしていただ
いております。

次に、24日でございます。日本郵便株式会社木城郵便局と木城町との間で包括的連携協定を
締結いたしました。

今後、1点目に安心・安全な暮らしに関すること、2点目に地域経済活性化に関すること、

3点目に未来を担う子供の育成に関すること、4点目にダイバーシティ推進に関すること、5点目に地方創生に関することに取り組んでいくことになりました。

郵便事業を通じて、住民と密接なつながりのある郵便局とあらゆる分野で取り組んでまいります。さらには、災害時には行政だけでは限界がありますので、今回の締結を通して、いざという時の助け合いのパートナーとしてのご支援、ご協力をお願いいたしました。

次に、27日には木城町消防団の辞令交付式が行われました。吉良団長から新部長に対して辞令交付がなされました。席上、永年勤続功労賞として吉良清志団長に消防庁長官表彰、後哲夫分団長に日本消防協会の精績賞、第9部の図師博規団員に勤続賞を表彰伝達いたしました。

現在の団員数であります、条例定数160人に対し125人となっております。なお、新入団員が5人加入、退職団員は11名となっております。

次に、31日でございます。勤続35年のめばえ保育園の内田瞳主任保育士、勤続26年の産業振興課の橋本正枝主幹、勤続2年の保健センターの浦侑希技師の退職式及び退職辞令の交付式を行いました。木城創生と地域振興の支援員として奮闘、努力していただきましたことへの労いを申し上げ、木城町発展にご貢献いただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

4月1日でございます。めばえ保育園の入園式は55名でのスタートとなりました。園児には、1つ目に早寝・早起き・朝ごはん、2つ目に毎日たくさん遊んでみんなと仲よくしましょう、3つ目に挨拶や歌も大きな声を出していきましょうという3つの約束をさせていただきました。

ちなみに、どんぐり保育園は32名のスタート、のゆり幼稚園は53名のスタートとなりました。

次に、委嘱状交付であります、地域おこし協力隊員に4月1日付で、移住定住コンシェルジュとして中嶋一喜さんに、6月1日付で中之又地域再生事業として中嶋ふさ子さんに委嘱状交付をいたしました。

2ページをお開きください。

次に、2日から3日にかけて、常日頃からご指導、ご助言いただいております県知事はじめ、県庁幹部及び県商工団体連合会、県治山林道協会などの関係団体を表敬訪問し、年度初めの挨拶を行いました。

次に、11日です。みどりの杜木城学園の第3回入学式が行われ、黄色い通学帽子を授与し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。新入生には、早寝・早起き・朝ごはん、3つそろえば無敵のパワー、そして仲よきことは美しきかなのはなむけの言葉を贈りました。なお、39名の新入生を迎え、全校生徒数は458名です。

3ページをお開きください。

次に、24日でございます。令和7年度の第1回目の行政事務連絡員会及び自治公民館長会議

を開催いたしました。昨年度に引き続き、次の50年に向けて持続可能な、そして小さくてもキラリと光るまちづくりの種を蒔いていくことを申し上げ、ご理解とご協力いただくようお願いをいたしました。あわせて、令和7年度は未来を託す子どもたちが輝く町、新たな元気を創出する町、生きがいと健康寿命を高める町という3つの視点から、地域再生と小さくてもキラリと光るまちづくりの取組を着実に進めていく決意を申し上げます。

午後6時からリバリスにおいて、小丸川水系河川整備計画の変更、要点の説明会が開催されました。対象区間の比木橋から、下流になりますけれども比木橋からの対象区間の小丸川の大丘管理区間の30年の整備計画が示され、これまでの浸水被害や気候変動を踏まえた治水計画の見直しによる整備計画の変更原案が示されました。

特に、国による高城橋の橋梁架け替えが新たに示されたことには正直びっくりいたしました。念願であります高城橋架け替えが1年でも早くできるよう、国交省及び宮崎県に要望活動をしてまいります。

次に、5月1日でございます。第4回木城町議会臨時会を招集し、専決処分6件、条例改正2件、補正予算1件、人事1件の10議案を原案のとおり可決していただきました。お礼を申し上げます。なお、2年に一度の議会構成替えが行われました。眞鍋博議長が就任され、新たな体制でのスタートに敬意を表しますとともに、ご期待を申し上げます。

次に、2日から3日まで上京いたしました。全国オーガニック給食協議会に出席し、学校給食の有機化と普及を図る自治体関係者と先駆的な事例を共有し、意見交換会で交流を深めました。この協議会の代表理事は千葉県いすみ市の太田洋市長で、110団体と171人の個人会員で構成されています。

次に、7日及び9日に政策調整会議を開催いたしました。1点目に新たな元気を創出する町、2点目に未来を託す子供たちが輝く町、3点目に地域の産業が元気になる町、4点目に安心して暮らせる町、5点目に生きがいと健康寿命を高める町、6点目にデジタルトランスフォーメーションの推進、7点目に堅実な町政を推進する町に向けての挑戦、取組のための政策調整会議であります。

特に、地域再生事業、有機農業推進事業、国民スポーツ大会、県建築士会の提案内容についての取組について協議をいたしました。政策協議を行うことにより、課題の共有と事務事業の進捗状況を把握することができ、有意義な協議の場となっております。そして、日常の仕事以外にこういった課題に前向きに取り組んでいる職員に敬意を表しますとともに、頼りになる誇らしい職員がいることをうれしく思っております。

次に、11日です。宮崎県障がい者スポーツ大会が、ひなた宮崎県総合運動公園をメイン会場にして開催されました。本町からは、坂東保子さん、黒木安典さんがソフトボール投げの部に出

場され、2人ともそれぞれの種目で銀賞に輝かれました。前向きな心持ちで参加され、参加されていた方々と楽しく交流をされていたお姿に感動をいたしました。

次に、13日には日帰りでの全国道路利用者会議に出席をいたしました。防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金をはじめとする安定的な道路整備予算の獲得に向けて要請行動を行うことを決議いたしました。なお、5期10年、会長を務められました古賀誠会長が退任され、顧問に就任されております。新会長には佐藤信秋衆議院議員が就任をされました。

次に、14日ですが、再び上京し、砂防会館での道路整備促進期成同盟会全国協議会総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席をし、幹線道路ネットワークの機能強化と必要な予算・財源を通常予算と別枠での確保に向けて、積極的な要望活動を展開していくことを確認いたしました。大会終了後には、当時の江藤前大臣に道路関係予算の確保と農林水産業対策について要望いたしました。

翌15日から16日まで、長野県泰阜村で開催されました第29回全国小さくても輝く自治体フォーラム in 泰阜村に職員3名とともに参加いたしました。「地域の価値を生み出す小さな自治」というテーマで、小さくても輝く泰阜村に参加された方々と熱気を帯びた議論を交わし、交流をいたしました。

泰阜村は自治体への寄附制度、今でいうふるさと納税であります。自治体への寄附制度、それから在宅福祉、山村留学制度など、40数年前から時代の流れの一步先を築く地域づくりをなされていらっしゃる。先駆的な事例を参考に、今後も引き続き、適疎のないないの町木城町からあるあるの町に向けて、小さくてもキラリと光るまちづくりを進めてまいります。

4ページをお開きください。

18日ですが、みどりの杜木城学園の第3回運動会が開催されました。第1回目が初めての1年生から9年生までの大運動会、第2回目が天候不順による2日間にかけての開催で、赤団・白団同点優勝、そして今回の第3回目の今年は天候不順のため、町体育館と木城学園の運動場での開催となり、まさに初物づくしの運動会となり、1年生から9年生まで476人の大運動会でありました。スローガンは、「全力で勝利に突き進み、大輪のひまわりを咲かせよう」で、心に残る感動的な運動会であり、大輪のひまわりをみんなで咲かせた運動会でした。そして、まさに義務教育学校ならではの小中一貫教育と異学年交流の良さが随所に表れた運動会でした。

次に、24日です。第2回目の木城町インクルーシブ防災事業研修会を開催いたしました。異常気象や自然災害、南海トラフ巨大地震や日向灘地震が危惧されている中で、誰一人取り残さない防災を目指して、同志社大学の立木教授と地域防災コーディネーターの長島朋子さんの指導、助言を仰ぎながら、研修会を開催いたしました。1回目は、福祉関係者及び役場職員を対象に、2回目は防災士資格者を対象に実施しました。今後、福祉と災害時の防災・危機管理を連携して

いく取組を通じて、木城町独自の誰一人取り残さない個別避難計画を作成してまいります。この事業につきましては、県内では初、全国でもめずらしい取組でありますので、この計画ができた時点でモデル地区として指定を受けるようにお聞きをしているところであります。

次に、25日日曜日ではありますが、えびの駐屯地創立44周年記念行事に参加いたしました。通常の大規模な風水害のときは、木城町には都城駐屯地が派遣され、南海トラフ巨大地震発生時にはえびの駐屯地が派遣され、様々な災害派遣活動を行うようになっています。災害時の災害活動がスムーズにできるよう新田原基地、都城駐屯地、えびの駐屯地とは平時に顔の見える関係をしっかりと築いています。

次に、27日から28日まで上京し、小丸川整備促進期成同盟会会長の立場で全国治水期成同盟会連合会の総会に出席いたしました。会長は脇雅史元参議院議員で229団体が加盟しています。なお、顧問には本県3区選出の古川禎久議員が就任されています。治水・利水事業の推進のため、地方治水大会や治水事業促進全国大会等を開催し、国会、政府並びに関係機関に対し、強力に要望活動を行っております。

次に、30日ではありますが、今朝の新聞にも載っていたところでありますけれども、木城林産株式会社、株式会社SASAKI FORESTRY、重永林業株式会社、株式会社神田木材、児湯広域森林組合の5社からなる木城町林業グループと災害時に関する包括的応援協定を締結いたしました。今回の応援協定により、支障木や倒木などの撤去作業が容易になり、災害時における安心・安全の確保はもとより、環境・景観に配慮した取組が行っていけるものと期待をしています。いざという時の大変頼もしい、そして心強いパートナーとなりました。

5ページをお開きください。

次に、6月3日ではありますが、39回目を迎えました木城町福祉スポーツ大会が開催されました。軽スポーツやゲームを通じて楽しく交流されている高齢者の笑顔や仕草が印象的でありました。参加者が年々少なくなっていることが気になっているところであります。

次に、4日ではありますが、午前中に公益社団法人宮崎県農業振興公社の理事会が開催され、引き続き令和9年度の総会まで理事を拝命いたしました。農業振興公社の使命であります新規就農者支援、農地集積集約化、農業生産基盤の支援に努力してまいります。

午後からは、宮崎県町村会の臨時総会等が開催されました。宮崎県町村会の役員改選が行われ、会長に日之影町の佐藤町長、副会長に三股町の木佐貫町長、幹事に高原町の高妻町長と高鍋町の黒木町長が選任されております。理事については変更なく、私も引き続き理事を拝命いたしました。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告を3件させていただきます。

初めに、報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。令和6年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号。報告第2号は、繰越計算書についてであります。令和6年度木城町簡易水道事業会計予算に係る繰越額は、別紙繰越計算書のとおり、翌年度に繰越しをしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第3号。報告第3号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第22期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から完全に営農部門を廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託主体に切り替え、経営改善に取り組んでいるところであり、前年度と比較しますと受託件数は35件減少したものの、住宅面積は2.89ヘクタール増加しております。

今後も農家数の減少や高齢化に伴い、営農の継続が難しい農地が増加すると予測されますので、将来に向けて農地をしっかりと守っていくためにも、積極的に農作業受託の増加に努めていく必要があると考えております。

それでは、経営内容についてご説明いたします。あらかじめ配付させていただいております、お手元の資料5ページをご覧ください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,310万1,054円で、それに対します売上原価は570万1,622円となっており、差引きの売上げ総利益は739万9,432円であります。その額から販売費及び一般管理費の1,199万9,467円を差し引いた後の460万35円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、町の運営補助金や受取家賃、雑収入等で779万6,021円。また、営業外費用は0円で、経常利益は319万5,986円となっております。

また、特別利益の補助金収入102万2,083円を加え、特別損失93万5,000円を差し引いた税引前当期純利益は328万3,069円となっております。その額から、法人税、住民税及び事業税の84万9,917円を差し引きました第22期の当期純利益は243万3,152円となっております。

4ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、第22期の決算時点で繰越利益剰余金はマイナスの5,317万9,909円となっており、差し引きますと、純資産といたしましては4,599万91円となっております。

繰越利益剰余金については、前年比で243万3,152円マイナスの額を圧縮しており、集約が進む中での受託額の維持を考えると、経営状況についても少しずつではありますが、改善してきていると判断しておりますが、依然として厳しい状況にあることに変わりはありません。

15ページをお開きください。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況を報告させていただきます。

年度別決算状況及び参考の折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は、対前年比138万1,000円増の1,310万1,000円となっております。

経常利益は令和5年度の262万7,000円に対し、令和6年度は319万5,000円で、56万8,000円の増となっております。

売上高及び経営利益が共に増となった理由といたしましては、売上原価及び販売費は増加したものの、農作業受託収入の大幅な増加によるものであります。

売上原価は、令和6年度に購入いたしました田植え機及び軽トラックの減価償却費等によるもので、対前年比20万9,000円増の570万1,000円、一般管理費は給料改定による人件費等の増により、対前年比48万5,000円増の1,199万9,000円となっております。

16ページをお開きください。

次に、受託作業の実績ですが、前年度と比較しますと、受託件数では35件減の617件、受託面積は2.89ヘクタール増の175ヘクタールとなっており、対前年比は件数で約5%の減、面積では約2%の増と、昨年に引き続き受託面積は増加傾向にあります。これは営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化した平成24年度と比較しますと、件数で171件、約38.3%の増加、面積で45.15ヘクタール、約34.7%の増加となっております。

続きまして、9ページに戻っていただきまして、令和7年度の事業計画でございますが、前年度実績と比較しますと、農作業受託は金額ベースで41万6,000円増の1,350万円、面積は24.99ヘクタール増の200ヘクタールの計画となっております。

なお、参考資料の17ページ、18ページは、令和6年度事業報告及び収支決算報告、19ページ及び20ページは、令和7年度事業計画及び収支予算の前年度との比較増減となっておりますが、内容につきましてはここまで説明したとおりでございますので、詳細は省略させていただきます。

有限会社グリーンサービス・コスモスの経営に関しましては、本来であれば、受託収入で必要な経費を賄うのが理想であります。経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や兼業農家などの小規模面積の農地などの作業委託を積極的に行っていることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。したがって、町といたしましては、今後も運営補助による財政支援を考えております。

また、この条件不利地域等におきましては、他の農作業受託組織に積極的に受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことや、農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは高い公益性のある組織として、木城町にはなくてはならないものだとの確信をいたしております。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには、引き続きコスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。今後も議員各位のご理解を賜り、ご指導、ご助言をお願い申し上げます。

以上で、報告第1号から第3号までの報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋 博） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第3号については、慣例により質疑を行います。

報告第3号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号に対する質疑を終わります。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第38号

日程第5. 議案第39号

日程第6. 議案第40号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第43号

日程第10. 議案第44号

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

○議長（眞鍋 博） 日程第4、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第38号から日程第14、議案第48号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第３８号から議案第４８号に至る１１議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第３８号。議案第３８号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県内の各市町村国保では、保険税水準の県内統一に向けて保険税の算定方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の３方式へ移行する計画が進められています。本町においても、昨年度から３年間をかけて資産割の税率を徐々に減らし、令和９年度からの保険税算定方式を３方式へ移行することを計画的に進めています。今回、令和７年度第１回木城町国民健康保険運営協議会において、令和７年度の税率改正についてご審議、ご決定をいただきましたので、本条例の一部改正を提案するものであります。

次に、議案第３９号。議案第３９号は、令和７年度木城町一般会計補正予算（第２号）であります。

補正予算（第２号）は、国の新しい地方経済生活・環境創生交付金の交付決定に伴います予算の組替え及び旧江藤医院保存利活用事業に係る基本実施設計委託料並びに池田住宅解体工事等を実施するため、予算の総額に歳入それぞれ１億６,９８８万８,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ６０億９,１８５万３,０００円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金増額３億３,４６１万２,０００円、町税増額２,７８８万１,０００円、町債減額９,５５０万円、繰入金減額８,８５０万円、県支出金減額８１０万１,０００円等であります。

歳出の主なものは、予備費増額７,２５６万４,０００円、総務費増額４,３６３万９,０００円、教育費増額１,６０５万６,０００円、土木費増額１,４０８万６,０００円、農林水産業費７９８万６,０００円等であります。

次に、議案第４０号。議案第４０号は、令和７年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万４,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ７億２,０１４万４,０００円にするものであります。

歳入は、繰入金増額１４万４,０００円であります。

歳出は、国民健康保険事業費納付金増額６４万５,０００円、総務費増額１４万４,０００円、予備費減額６４万５,０００円であります。

次に、議案第４１号。議案第４１号は、令和７年度木城町介護保険特別会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ５０万５,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ７億５,４５０万５,０００円にするものであります。

歳入は、繰入金増額５０万５,０００円であります。

歳出は、総務費増額５０万５,０００円、諸支出金増額２０万円、予備費減額２０万円であります。

次に、議案第４２号。議案第４２号は、令和７年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ４５万６,０００円を減額し、予算の総額をそれぞれ９,４５４万４,０００円にするものであります。

歳入は、繰入金減額４５万６,０００円であります。

歳出は、総務費減額４５万６,０００円であります。

次に、議案第４３号。議案第４３号は、令和７年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、収益的支出のうち営業費用９３万５,０００円を増額し、収益的支出の総額を１億６,７４２万２,０００円にするものであります。

営業費用は、水質検査手数料増額８万円、職員の異動に伴う職員給与費増額８５万５,０００円であります。

次に、議案第４４号。議案第４４号は、令和７年度木城町下水道事業会計補正予算（第１号）であります。

補正予算（第１号）は、収益的支出のうち営業費用１２４万８,０００円を減額し、収益的支出の総額を１億９,５２５万円にするものであります。

営業費用は、処理場の維持管理に関する経費減額５１万円、職員の異動に伴う職員給与費減額７３万８,０００円であります。

また、資本的収入のうち国庫補助金５０万円を増額、企業債５２０万円を増額し、資本的収入の総額を１,４９０万円とし、資本的支出のうち建設改良費１０４万円を増額し、資本的支出の総額を１億３,５５２万１,０００円にするものであります。

次に、議案第４５号。議案第４５号は、令和６年度木城町一般会計歳計剰余金の処分についてであります。

令和５年度木城町一般会計予算から、令和６年度に繰り越しました川原自然公園交流拠点施設整備事業について基金への積み戻しを行うため、令和６年度木城町一般会計歳計剰余金の一部をふるさと応援基金に４億２,６００万円、森林環境整備基金に１,０００万円編入するもので、地方自治法第２３３条の２の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４６号。議案第４６号は、木城町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

第６次木城町総合計画の策定に伴い、木城町過疎地域持続的発展計画の基本方針の中のまちの将来像と基本目標について内容の変更が生じたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４７号。議案第４７号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

本町の山間地域に所在する石河地地区につきましては辺地の要件に該当しており、今後この地域における公共施設の総合的かつ計画的な整備を推進するために、財政上有利な措置を受ける条件を満たすため、令和７年度から令和１１年度までの５年間の総合整備計画を策定いたしましたので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第４８号。議案第４８号は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてであります。

令和８年４月１日から、新富町が経営する新富町水道事業を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が継承することに伴い、地方自治法第２８６条第１項の規定に係る一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の規約の変更について、同法第２９０条の規定に基づき、関係地方公共団体と協議することについて議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第１５．議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第１５、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第３８号から議案第４８号に至る議案の１議案ごとの質疑を行います。

なお、議案第３８号から議案第４８号に至る議案については総括質疑といたします。

まず、議案第３８号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第３８号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３９号令和７年度木城町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第39号に対する総括質疑はありませんか。5番、桑原勝広議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 21ページの財産管理について詳しくお聞きしたいのですが、3,482万8,000円の補正が上がっておりますが、その他委託料と庁舎内改装工事がありますが、この点の説明をお願いします。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） ご質問のありました21ページ財産管理のまず、その他委託料になりますが3,276万3,000円の内訳ということになります。1つは旧中央保育所の樹木伐採の委託分が28万9,000円、庁舎の1階の会議室等のアスベストの調査委託料が36万3,000円、提案理由の中でもありました旧江藤医院のまず建物のアスベスト調査委託料が126万円と、同じく旧江藤医院の建物の基本並びに実施設計の委託料1,930万1,000円と、最後に外構にかかります基本・実施設計の委託料が1,155万円で合わせまして3,276万3,000円という形になっております。

あと、庁舎内の改修工事につきましては、先ほどの庁舎1階会議室の壁の取り壊し改修工事費として206万5,000円を計上しているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第40号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第41号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第42号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４３号令和７年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第４３号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４４号令和７年度木城町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

議案第４４号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４５号令和６年度木城町一般会計歳計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第４５号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４６号木城町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

議案第４６号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４７号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

議案第４７号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４８号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

議案第４８号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第３８号から議案第４８号に対する総括質疑を終わります。

日程第１６．各常任委員会議案審査付託

○議長（眞鍋 博） 日程第１６、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第５回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元

に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのこの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第48号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第17. 散会

○議長（眞鍋 博） 日程第17、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日から8日までは休会。9日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時59分散会
